

徳島市中小企業デジタル化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島市（以下「本市」）の中小企業者等が、自社の経営課題の解決のために、デジタル技術を活用して生産性向上や業務の効率化に取り組む事業に対して、その費用の一部を予算の範囲内で中小企業デジタル化促進事業補助金（以下「補助金」という。）として交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和30年徳島市規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、各号いずれかに該当する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当する中小企業者とする。

(1) (法人) 本市に1年以上、本店（登記上の会社の所在地）を置くこと

(個人) 本市に1年以上、事業所を置きかつ住民登録があること

(2) 本市で1年以上、事業を継続して営んでいること

2 前項の規定に関わらず、次の各号の一に該当する場合は対象としない。

(1) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号から第4号までに規定する普通税及び同条第6項第1号に規定する目的税及びこれらに係る延滞金及び督促手数料をいう。）を滞納している場合

(2) 大企業が実質的に経営に参画している場合

(3) 本市の指名停止及び指名回避の措置等に相当する行為を行っている場合

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定による許可又は届出を要する事業を営む者

(5) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体に関する活動を行うと認められる者

(6) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に関する活動を行うと認められる者

(7) 自己又は自社若しくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員者又はこれらと密接な関係を有していると認められる者

(8) 公序良俗に反する事業を営む者

(9) 訴訟や法令順守上の問題を抱えている者

(10) 会社法第2条第3号に該当する子会社である者

(11) その他、市長が適当でないと認める者

(補助対象事業及び対象期間)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、デジタル技術を活用して、自社の経営課題を解決することを目的に、次の1号もしくは2号に定める取組を行う事業とする。

(1) 生産性向上促進事業

(2)業務効率化支援事業

- 2 前項に定める事業の対象期間は、第6条に基づく交付決定を行った日から当該決定のあった日の属する会計年度の2月末日までとする。
- 3 対象事業の要件は、別表第1に定めるとおりとする。

(対象経費及び補助金の額等)

第4条 対象経費は、別表2の対象経費の欄に定めるところによる（ただし、消費税及び地方消費税を除く。）。

- 2 千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 市及び国、県等による他の同様の補助又は助成等の制度との併用は認めないものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 経営ステップアップ計画（様式第4号）
- (4) 同意書（市税の納付状況確認の同意）兼誓約書（様式第5号）
- (5) 相談シート
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、申請書及びその添付書類の内容を審査するとともに、必要に応じて実地調査を行い、補助金交付の適否を決定し、その旨を申請者に交付決定通知書（様式第6号）又は不交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の通知をする場合において、適正な補助金の交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事業につき修正を加えることを要請し、かつ、必要な条件を付することができるものとする。

(事業の遂行等)

第7条 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を実施する者（以下「補助事業者」という。）は会計責任者を置き、現金の出納若しくは保管、又は物品の出納若しくは保管の事務を行わせるとともに、これに係る証拠書類、現金出納簿、その他の会計帳簿を備え、記録管理する等、常にその経理を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の関係書類及び帳簿等について、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(計画変更等)

第8条 補助事業者は、申請書に記載した事業又は経費の内容を変更、中止又は廃止とするときは、軽微な変更を除き、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（変更）（様式第9号）
- (3) 経営ステップアップ計画（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による軽微な内容の変更とは、補助金の交付対象となる事業の目的を損なわない変更で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 計画の細部の変更のみであって、経費の費目及び額の変更を伴わないもの。
- (2) 補助事業に対する経費全体の20%以内の減額であるもの。
- (3) 補助事業の実施に要する経費が変更となるが、交付決定された補助金の額が、既に当該対象経費に対応する限度額に達しているものであり、かつ、変更後の補助対象事業の実施に要する経費を基に算出した補助金の額の変更を伴わないもの。

3 市長は、第1項の規定により変更、中止又は廃止を承認するときは、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又新たな条件を付しその内容を、補助事業者に補助金変更交付決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(報告等)

第9条 市長は、必要に応じ補助事業者に対して補助事業に関する報告若しくは関係書類の提出を求め、又は本市職員をして関係書類について検査させ、その必要な指示をすることができるものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の報告書は、実績報告書（様式第11号）によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する会計年度の3月6日のいずれか早い期日までに次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、3月6日が徳島市の休日を定める条例第1条1項に規定する市の休日に当たる年度の実績報告書の提出期日については、同条例第2条の規定を準用する。

- (1) 事業実施報告書（様式第12号）
- (2) 収支決算書（様式第13号）
- (3) 補助事業の支出関係を証明する書類（見積書、契約書（請書）、請求書及び領収書等）の写し
- (4) 事業の実施内容及び成果物を確認できる書類・写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の規定により報告書が提出された場合において、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件を審査した結果適当と認めるときは、交付すべき補助金の

額を確定して補助事業者に補助金確定通知書（様式第 1 4 号）により通知するものとする。

（補助金の請求等）

第 12 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、市長が定める方法により、補助金を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者から前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又はその決定の内容を、補助事業者に補助金変更交付決定取消通知書（様式第 1 5 号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、交付した補助金の全部又は一部の返還を補助事業者へ請求するものとする。

（必要事項）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

（施行期日）

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

対象事業となる要件	
(1)「徳島市中小企業 D X 診断訪問事業」にて事前相談、アドバイザーの提案等を受け実施する事業	
(2)国や地方公共団体等が実施する他の助成制度に申請していない事業及び交付を受けていない事業	
(3) 徳島市内の事業所への導入及び直接自社の事業用に供する事業	

別表 2（第 4 条関係）

取組内容	対象経費	補助率	限度額 (千円)
生産性向上促進事業	・ソフトウェア等利用料 ・委託費（外注費） ・機器導入費	1/2	250 (下限50)
業務効率化支援事業			